# 第３章　景観形成の課題

## 1　市域全域の景観に係る課題

・これまで、市域全域の景観を高めるため、大規模建築物等については、一定の誘導を行ってきましたが、突出した色彩の建築物など地域の景観を阻害する要因も出てきています。今後は、周辺との調和に配慮した、よりきめ細やかな景観形成基準を設けるなどにより、景観水準を高めていくことが求められています。
・地域特性に応じた景観誘導を図るとともに、地域主導の取り組みとの連携を図りながら、個性があり、かつ、より景観まちづくりに積極的な地域を掘り起こすことで、地域らしさのある景観形成を図っていくことが求められています。
・近年、都心部を中心に夜間景観の創出の取組みが見られますが、住宅地において周辺にそぐわないものが見られるため、地域特性に応じた誘導が必要となります。

## 2　各テーマの景観に係る課題

### ●風格・洗練

・ターミナル駅周辺や建築美観誘導路線など、大都市大阪を象徴するエリアを中心に重点的な景観施策を進め、都市的で洗練された建物が建設されてきました。
・大規模な更新が概ね完成を迎えるエリアにおいては、高度化が進み大都市らしい大ボリュームのまちなみが形成される一方、広告物の掲出に統一感がないなどの課題もあります。
・今後、高度化を図るエリアについては、新たな都市の顔としてふさわしい景観形成を図る必要があります。
・都心部においては、来街者が多く、それに見合った十分な歩行者空間が確保されていないエリアも一部に見られるなど、安全性・回遊性を高める必要があります。また、低層部において歩いて楽しい空間づくりなど、にぎわい創出の工夫が求められています。
・都心部においては、かつてより基盤の整備が行われており、近年に至り老朽化している施設や交通分担の遷移といった社会的変化への対応が求められる施設もあるため、これらの更新の機においては、大都市として先進的な景観の形成に寄与する整備が求められます。
・それぞれのエリアの成り立ちや特性に応じてきめ細やかな景観形成を図っていく必要があります。

### ●水・緑

・人々に愛されてきた親水空間や視点場となる橋上など、優れた水辺の景観が数多くあります。都市公園、風致地区、河川沿いや幹線道路沿いなどには豊かな緑が保全・整備されてきました。
・公園、緑地や水辺などの公共空間に隣接するエリアでは、広告物の設置や住居等としてのニーズが高い反面、雑多な印象や生活感が感じられるなど落ち着いた景観を阻害する要因も見られるため、周辺景観と調和した景観誘導が求められています。
・現在、観光客を対象とした舟運が活性化しつつあるなど、河川沿いや海辺沿いの建築物等は、水上や対岸、橋上からの見えに配慮し、形態意匠を工夫する必要があります。
・緑が卓越する上町台地では、地域に残された緑をいかし、より緑影濃く特徴づけることが求められます。

・河川沿川など水辺については、これまで実験的に公共空間を活用する取組み等が進められてきました。このような活動と並行し、水都大阪にふさわしい景観形成が求められます。
・今後、水や緑に調和した景観形成を一層進めていくことが必要です。

### ●歴史・文化

・大阪の歴史や文化を今に伝える優れた歴史的・文化的資源が船場や上町台地をはじめ、市域全域に点在し、深みのある地域景観を生み出しています。しかし、それら資源の周辺において建築物の更新などを行う際に、それらに配慮した景観形成がなされているとは言い難いものが一部に見られます。
・歴史・文化的資源が残るエリア（特に住居系の土地利用が多いエリア）では、スケールが乖離した建物や個別の資源と調和しない建物も見られます。地域で継続的に歴史・文化的価値を共有しながら、個別の資源を活用した景観形成を図っていくことが必要であり、傾斜下からよく視認できる上町台地のエリアでは、建築物の意匠などを工夫することが求められます。
・特に点在する個性的な近代建築物などの活用が進められている船場界隈や、古代より人々の生活の営みが積み重なって市街地が形成されてきた上町台地では、景観資源となる近代建築物や寺社を活用した特徴ある景観を形成していくことが求められます。

### ●にぎわい・活気

・地域の商店街、観光地での人々のにぎわいや各種イベントの風景や演出された夜間景観など、様々なにぎわいの風景が大阪ならではの特徴的な景観となっています。
・にぎわいに寄与しているものの、一方では雑多・無秩序な印象を生んでいるともとれる建築物、広告物が氾濫するエリアもあります。にぎわいの質についてエリアごとに方向性を定め、適切な景観形成を図る必要があります。
・道頓堀川沿川などでは、整然とした都市的美しさとは異なる、多様なにぎわいや活気のあるまちなみが見られ、大阪らしい景観の特徴の一つになっています。こうしたまちなみは、大阪を代表するイメージの一つとして市民にも人気が高いことから、大阪らしさをいかしながら、不快感を与えない一定の秩序をもったにぎわいのあるまちなみを形成していくことが求められています。
・都心部においては、デジタルサイネージやメディアファサード等の新たな技術・枠組みに対しても景観上の役割・価値を評価した上で、活用・規制の方向性を検討する必要があります。
・そのあり方を検討しながら、大阪らしいにぎわいの景観形成を図っていくことが必要です。

## 3　眺望景観・夜間景観に係る課題

・現在、幹線道路沿道などにおける眺望景観形成の取り組みや、中之島界隈をはじめとする魅力的な夜間景観形成の取り組みにより、大阪らしい眺望・夜間景観が形成されています。
・今後、都心部では緊急整備地域の指定により高層建築物の建築が活性化するなど、周辺の眺望・夜間景観に大きな変化を与える施設が各所で見受けられることや、臨海部では 2025 大阪・関西万博やＩＲなど大規模な開発が予定されており、新たな都市景観が形成される絶好の機会を迎えています。
・この契機をいかして、様々な主体と協働した大阪らしい眺望・夜間景観の形成の取り組みが求められています。
・また、上記の取り組みにおいては、メディアファサード等の新たな技術に対応できるための景観協議の枠組みを新たに設けるなど創造的な景観形成を図っていくことが必要です。

# 第４章　景観形成の目標と基本方針

## 1　景観形成の目標

前章までで明らかとした本市の景観特性や景観形成の課題を受け、本市における景観形成の意義を踏まえた景観形成の目標を次のとおり定めます。

【景観形成の目標】

**都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む**
**大阪らしい景観をつくる**

景観の形成は本市の大都市としての風格を高めるとともに、都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出につながるものです。また、市民のまちに対する愛着や誇りを醸成し、豊かな生活環境の形成に資するものでもあります。一方、大阪らしい景観の特徴は「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の４つのテーマから捉えることができます。こうした本市における景観形成の意義と大阪らしい景観の特徴を踏まえ、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とします。

## ２　景観形成の基本方針

これまで地域の特性をいかした景観の形成とともに、市域の景観の向上を図ることを基本方針として景観形成の施策を進めてきました。これらの方針を継承しながら、景観形成の目標を実現していくための基本方針を次のとおり定めます。

### 【景観形成の基本方針】

#### ①市域全域での心地よい市街地景観の形成

日々の暮らしや様々な都市活動のフィールドである身近な都市空間の景観の魅力を向上するため、市域全域における景観の水準の向上を図ります。

#### ②地域の特性をいかした景観の形成

大阪らしい景観の特徴をより強めていくため、それぞれの地域ごとの特性をいかした景観形成を推進します。

本市の地域特性をいかした景観形成のテーマを「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の４つとし、テーマにそった景観形成を図ります。

**○大都市らしい風格や洗練された景観形成**

産業・観光など多様な分野において、国内だけでなく世界に誇る「大阪」として都市格を高めるため、大都市らしい風格のある洗練された景観を形成します。

**○水や緑をいかしたうるおいと安らぎを感じる景観形成**

観光や交流における新たな価値創造及び豊かな生活環境の保全を図り、大阪のアイデンティティである水都の魅力を高める水と緑が豊かなうるおいと安らぎを感じる景観を形成します。

**○歴史や文化が息づく景観形成**

地域への愛着や誇りを醸成し、また継承していくことでより「住みたい」「訪れたい」大阪であるべく、これまで培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観を形成します。

**○活気とにぎわいあふれる景観形成**

更なる交流人口の増加を図り、大阪の個性ともいえる観光地や繁華街など多くの人々が集まる市街地での活気と多様なにぎわいのある景観を形成します。

#### ③市民や事業者との協働による景観形成

景観形成においては、行政による規制誘導や公共空間の改善だけではなく、民間の取組みによる影響も大きく、今後は、市民や事業者との協働により景観形成を推進します。

## 【眺望景観・夜間景観形成の観点から見た基本方針】

### ○都市のイメージを高める印象的な顔づくり（眺望景観・夜間景観）

不特定多数の人の目に触れる頻度の高い場所において、建築物等のデザインを誘導することにより、フォトジェニックな（写真映えする）眺望の創出や光景観の演出をして、都市のイメージを高める印象的な顔をつくります。

・眺望景観の典型的な３つの眺め

- 見渡す眺め
- 見通す眺め
- ランドマークへの眺め

・夜間景観の典型的な４つのあかり

- 俯瞰するあかり
- 水辺のあかり
- 界隈のあかり
- 個のあかり

### ○景観資源を活用した地域のにぎわいづくり（眺望景観）

地域の持つ特徴的な景観資源をいかした眺望景観形成により地域の個性を際立たせるよう、魅力的な眺望景観を保全･整備することで大阪を訪れる多くの人々を惹きつけ、人々のアクティビティを活性化し、地域のにぎわいを創出します。

### ○個性を際立たせた夜間のにぎわいづくり（夜間景観）

個性的な景観のある地域において、個性を魅力的に際立たせるよう夜間照明による演出を行うことで大阪を訪れる多くの人を惹きつけ、夜間におけるアクティビティを活性化し、夜間のにぎわいを高めていきます。

### ○景観に対する意識の向上と都市への愛着や誇りの醸成（眺望景観）

市民の眺望景観への意識を高めつつ、魅力的な眺望景観に日常的に触れる機会を創出することで都市への愛着や誇りを醸成します。

### ○安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくり（夜間景観）

市民が夜間においても安全・安心に過ごせるよう、身近な都市空間である道路や公園などの公共空間も含め、地域の特性に応じた上質な夜間照明を誘導し、日常の生活空間の魅力を高めていきます。

## ３　協働による景観形成における各主体の役割

景観形成の基本方針に基づいて市民や事業者との協働による景観形成を進めていくにあたっては、各主体が景観形成の目標を共有したうえで、それぞれの立場における役割を積極的に果たすよう、取り組みを進めていくものとします。

### 【各主体の役割】

#### ○市の役割

市は、本計画に基づき、景観形成の推進のために必要な施策を実施するとともに、協働による景観形成を促進するため、景観に関する市民及び事業者の意識を高めるよう、積極的に啓発を行います。

#### ○市民の役割

市民は、自らの身近な地域の景観に対する関心を深めるとともに、地域でめざすべき景観のあり方を地域で共有しつつ、自身が魅力的な景観形成の主体として身近にできることから取り組んでいきます。

#### ○事業者の役割

事業者は、自身の事業活動が景観形成に与える影響について認識し、事業活動の実施にあたって魅力的な景観の形成に資するよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関わる施策に協力します。

# 第５章　大阪らしい景観形成の取り組みの方向性

## １　景観形成の取り組みの方向性

### （１）地域の特性をいかした建築物等の誘導

大阪らしい景観が持つ多様な表情に応じて、地域の特性をいかした建築物等の誘導を図ります。

### （２）地域との協働による景観まちづくりの推進

市民との協働により、新たな地域の魅力を掘り起こし、大阪らしい個性ある地域の景観形成を進めるため、景観まちづくりの推進を図ります。

### （３）景観に関する市民や事業者の意識の啓発

市民や事業者との協働による景観形成を促進していくため、景観に関する意識の啓発を図ります。

### （４）様々な専門家等と連携した推進体制づくり

景観施策の取り組みをより効果的に推進していくため、様々な専門家等と連携した推進体制づくりを行い、効果的な施策の展開を図ります。

## 景観形成の取り組みの方向性

### 景観形成の目標

都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい景観をつくる

### 景観形成の基本方針

- 市域全域での心地よい市街地景観の形成
- 地域の特性をいかした景観の形成
  - ○大都市らしい風格や洗練された景観形成
  - ○水や緑をいかしたうるおいと安らぎを感じる景観形成
  - ○歴史や文化が息づく景観形成
  - ○活気とにぎわいあふれる景観形成
- 市民や事業者との協働による景観形成
- 眺望景観・夜間景観形成の基本方針

### (1)地域の特性をいかした建築物等の誘導

- 建築物等の景観誘導
  - 景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導
  - 計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導
- 屋外広告物の規制誘導
- 景観上重要な建造物や樹木の保全
- 景観上重要な公共施設の景観形成
- 大規模な面的開発に合わせた景観誘導
- 眺望景観・夜間景観の形成

### (2)地域との協働による景観まちづくりの推進

- 地域主導の景観まちづくりの支援
- 関係者による協議の仕組み

### (4)様々な専門家等と連携した推進体制づくり

- 専門家に対してアドバイスを求める仕組み
- 専門機関等の活用

### (3)景観に関する市民や事業者の意識の啓発

- 地域の景観資源の活用
- 優れた建築物やまちなみの顕彰
- その他の啓発施策の展開

## ２　景観施策の展開の方向性

### （１）建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

#### １）地域の特性をいかした建築物等の誘導

##### ①建築物等の景観誘導

［景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導］

市域全域の景観の水準を高めるため、地域ごとの景観特性や地域における景観形成の取り組み状況等を踏まえ、景観計画区域の細分化及び誘導内容の詳細化を図ります。

［計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導］

都市戦略上、計画的な景観形成が求められる地区や景観誘導の高い効果が期待できる地区などでは、特に重点的に景観形成を図っていくものとし、地域での取り組み等も踏まえながら、順次地区指定を行い、届出対象行為や誘導基準を個別に定めるなど、通常の景観計画区域よりもさらにきめ細やかな景観誘導を行います。

なお、特に本市のシンボルストリートである御堂筋沿道【土佐堀通～長堀通】においては、『大阪の伝統と革新がうみだす　世界的ブランド・ストリート～歩いて楽しめ、２４時間稼働する多機能エリアへ～』をめざし、地区計画などの都市計画手法により、建築物の高さや壁面の位置の基準を定めるとともに、御堂筋デザインガイドラインにより建築物や広告物のデザイン誘導を行っており、今後も現行施策を継続し、重点的な景観誘導を行います。

〈重点的な景観誘導を行う地区の考え方〉

次の何れかの要件を満たす地区については、景観法や都市計画法の手法を活用することにより、重点的な景観誘導を行うことが望ましいと考えられます。なお、これら以外のエリアについても地域からの提案に基づき、地域主導の景観マネジメントの状況なども踏まえ、地域主導型の地区として適宜、対象としていきます。

◎都市再生などの戦略的位置付けがある地区

都市再生緊急整備地域などの都市戦略上の位置付けのある地区については、拡充される都市機能に見合った景観形成が求められ、また活発な更新が予測されることから高い効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕
大阪駅周辺、御堂筋周辺、中之島西部、大阪ビジネスパーク、難波・湊町周辺、天王寺・阿倍野、コスモスクエア駅周辺、築港・天保山　など

**◎大規模な開発が予定されている地区**

大規模な開発が予定されている地区については、景観が大きく変容する可能性があることから、景観施策導入の必要性が高く、また効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕
大阪駅北側、中之島西部、なにわ筋沿道、夢洲、森ノ宮　など

**◎エリアマネジメント組織による地域独自の景観誘導がなされている地区**

今後、成熟社会を迎えるにあたり、地域によるエリアマネジメントの動きが活発化されることが求められています。こうした地域では、自ら定めるきめ細やかな地域ルールを自律的に運用することで、個性ある地域の魅力を引き出すなど、高い効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕
大阪駅北側、御堂筋沿道、大阪ビジネスパーク、中之島西部　など

**◎景観関連施策の実績がある地区**

都心部の幹線道路など、これまで景観関連施策を実施してきた地区では一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できます。

〔候補となるエリアの事例〕
・建築美観誘導地区（御堂筋、堺筋、四つ橋筋、なにわ筋、土佐堀通、国道２号）
・景観形成地域（中之島（※）、都心中央部、大川沿川、道頓堀川沿川）など
（※）中之島景観形成地域は土佐堀川、堂島川及び対岸の河川沿川を含む

### ②屋外広告物の規制誘導

特に重点的な景観形成を図っていく地区における良好な景観形成にあたっては、屋外広告物の適切な規制誘導が不可欠であるため、関係部局と協議・調整しながら、屋外広告物条例と連携して屋外広告物の規制誘導を行います。また、屋外広告物ガイドプランなどの既存の屋外広告物の規制誘導の制度については、今後の景観施策の展開にあわせ、関係部局と協議・調整しながら、重複するエリアの取扱いなど、検討を進めます。

### ③景観上重要な建造物や樹木の保全

市域内に点在する都市景観資源や歴史性のある建築物、またランドマークになっている樹木など、地域の景観上重要な建造物や樹木については、景観法に基づく景観重要建

造物・景観重要樹木の指定制度を活用しながら、地域景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報の発信に努め、個性的な景観形成に活用します。

〔候補となる建造物・樹木の事例〕
・大阪城天守閣、通天閣、菅原天満宮の大楠　など

### ④景観上重要な公共施設の景観形成

地域景観の骨格や核となっている道路・公園・河川等の公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設の指定制度を活用しながら、公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を図ります。

〔候補となる公共施設の事例〕
・景観上重要な構成要素となる道路（御堂筋、三休橋筋、なにわ筋など）
・景観上重要な構成要素となる河川（大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川など）
・景観上重要な構成要素となる公園（中之島公園、大阪城公園、靭公園など）

### ⑤大規模な面的開発に合わせた景観誘導

市街地再開発事業等、敷地と建築物を一体的に整備する大規模な開発が行われる地区では、計画的かつ一体的に景観形成を進めることが有効なことから、また都市再生特別地区など形態制限等を緩和して計画される大規模な開発は特に周辺景観に与える影響が大きいことから、都市景観条例に基づき検討書の作成を求め協議を行うことにより、重点的な景観形成を図っていきます。検討書の作成にあたっては、地域のランドマークとなるよう眺望景観及び夜間景観の観点も踏まえたものとします。

### ⑥眺望景観・夜間景観の形成

**［眺望景観の形成］**

大阪を代表するエリア等において、地域の眺望特性をいかした建築物等の誘導と眺望づくりの推進を図るため、大阪らしい眺望景観の典型的な３つの眺め（見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺め）に沿って、主要な視点場からの眺望を意識したファサードデザインや歴史的景観資源に配慮した誘導等を行います。

**［夜間景観の形成］**

地域の特性に応じた夜間景観の形成を図るとともに、重点的な景観形成を図っていく地区においては、他の施策とも連携しながら公共施設等をライトアップするなどの演出を行います。

また、大阪を代表するエリア等において、地域の夜間特性をいかした建築物の誘導と夜景づくりを図るため、大阪らしい夜間景観の典型的な４つのあかり（俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかり）に沿って、主要な視点場からの夜景を意識した

魅力的なライトアップや歴史的景観資源に配慮した誘導等を行います。さらに、メディアファサード等の新たな技術に対応のための景観協議の枠組みを新たに設け、周辺との調和に加え創造的な景観づくりを図ります。

### ［大阪を代表するエリア］

古くから市民が誇りとする魅力的な眺めが生み出された大阪城公園周辺及び中之島等、また大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会を有したベイエリアを対象とします。

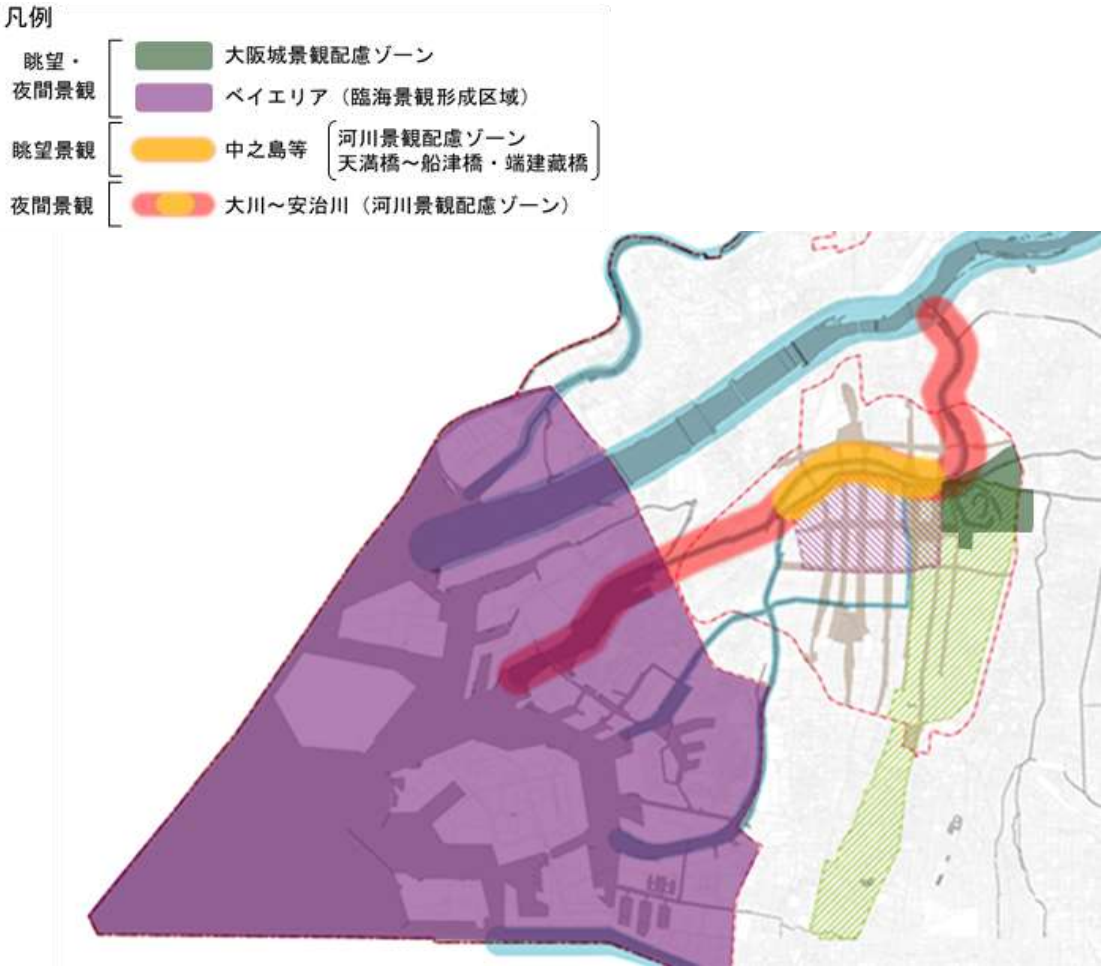


大阪を代表するエリアの範囲

［眺望景観・夜間景観の形成に伴う主要な視点場の設定］

主要な視点場の設定にあたっては、人々が集い、見渡せる・見通せる場所である公共空間から選定しており、建築物の誘導を図ることを目的とする視点場と普及啓発を図ることを目的とする視点場に分けて設定します。

〈視点場の設定の具体例〉

◎橋梁や河川沿川のまちなみを見通す特徴的な眺め

・中之島に架かる橋上からは、河川の両側に連なる水辺のまちなみや橋梁を水面越しに見通す景観を望むことができます。

・橋梁は視対象だけでなく視点場としても整備することにより、沿川のまちなみと水際線に沿って視線が誘導される奥行き感のある水都大阪にふさわしい八百八橋の風景の演出が可能です。

なお、眺望景観・夜間景観の形成にあたっては、景観計画を軸に主要な視点場・視対象の明示やライトアップの方法等を景観読本やガイドラインで示すことで計画を補完します。また、公共空間の景観形成や大規模な面的開発といった他分野の施策との連携により強化を図ります。

### ２）地域との協働による景観まちづくりの推進

#### ①地域主導の景観まちづくりの支援

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する仕組みを導入します。

また、地域の実情や合意状況等に応じて、景観協定制度など、法に基づく制度の活用を進めます。

#### ②関係者による協議の仕組み

地域の景観形成に関わりのある様々な関係者が協議・調整を図り、景観法に基づく景観協議会の制度なども活用しながら、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めます。

## （２）景観に関する市民や事業者の意識の啓発

#### ①地域の景観資源の活用

都市景観条例に基づき地域の景観資源を登録する都市景観資源については、区ごとに登録を進めてきていますが、全区において登録が終わった後は、さらなる資源の PR など周知を進めるとともに、景観形成に具体的に活用していくための方策を検討します。

#### ②優れた建築物やまちなみの顕彰

新たな景観形成に資する景観上特に優れた建築物やまちなみを市民や事業者から募集し、顕彰する大阪都市景観建築賞（愛称：大阪まちなみ賞）により、美しく個性と風格があるなど地域特性をいかした景観づくりについて、普及・啓発を行います。

#### ③その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントや、基礎的な知識を学習する講座等の開催のほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを実施します。

## （３）様々な専門家等と連携した推進体制づくり

#### ①専門家に対してアドバイスを求める仕組み

市民や事業者からの高度な要求にも柔軟に対応し、本市の景観施策を的確かつ効果的に実施・運用していくための総合的な景観施策体系の再構成に伴い、大阪市都市景観委員会や景観に関連する専門家に対してアドバイスを求める仕組みを導入します。

#### ②専門機関等の活用

民間活力を活用し、行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理など、具体的な景観形成の推進に寄与するため、景観法に基づく景観整備機構の制度の活用を図ります。

## ３　景観施策の体系

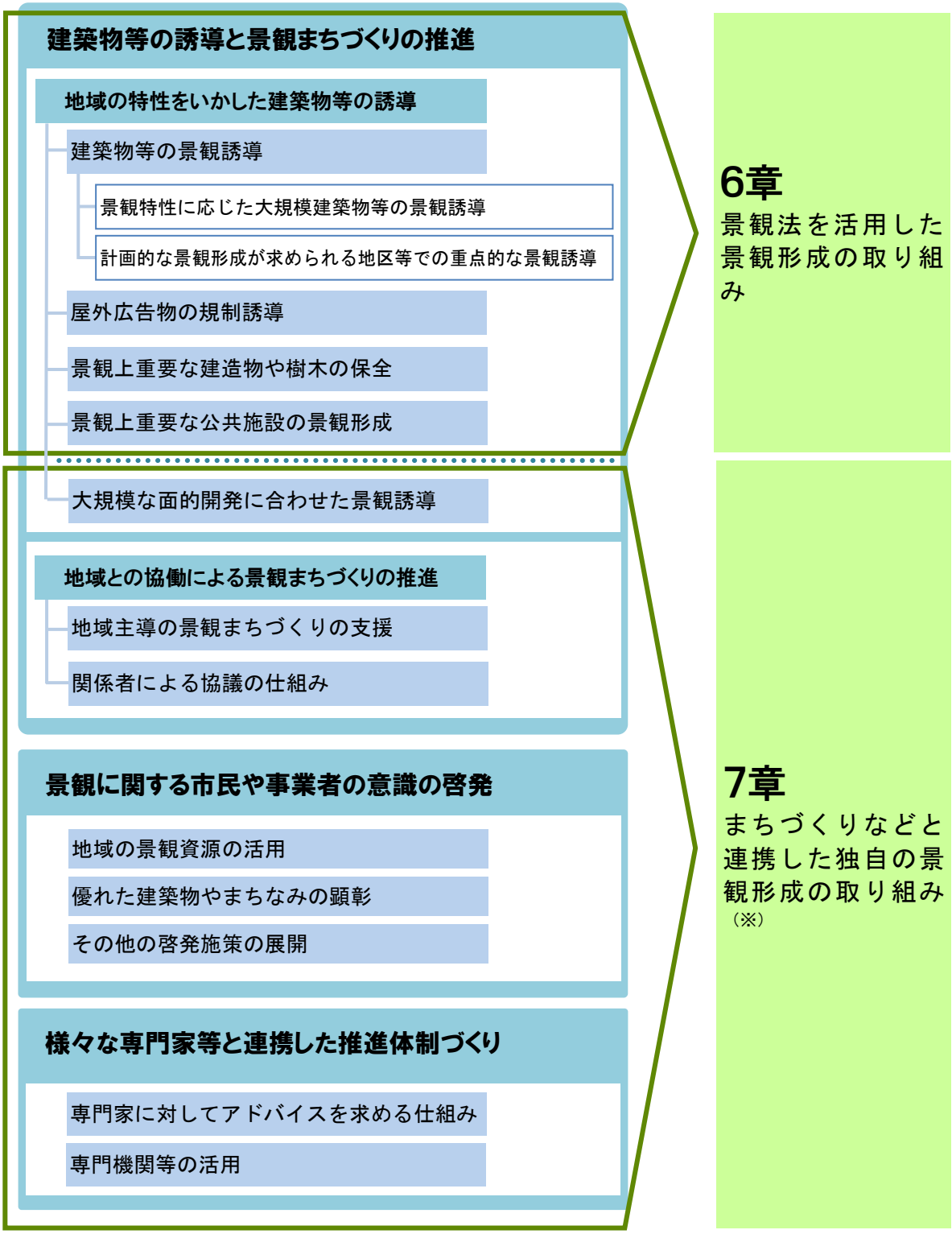


（※）一部、景観法を活用

# 第６章　景観法を活用した景観形成の取り組み

## 1　景観法に基づく景観計画の枠組み

大阪市では、第４章の景観形成の目標と基本方針を踏まえ、景観法に基づき次に示す枠組みで景観誘導を図ります。

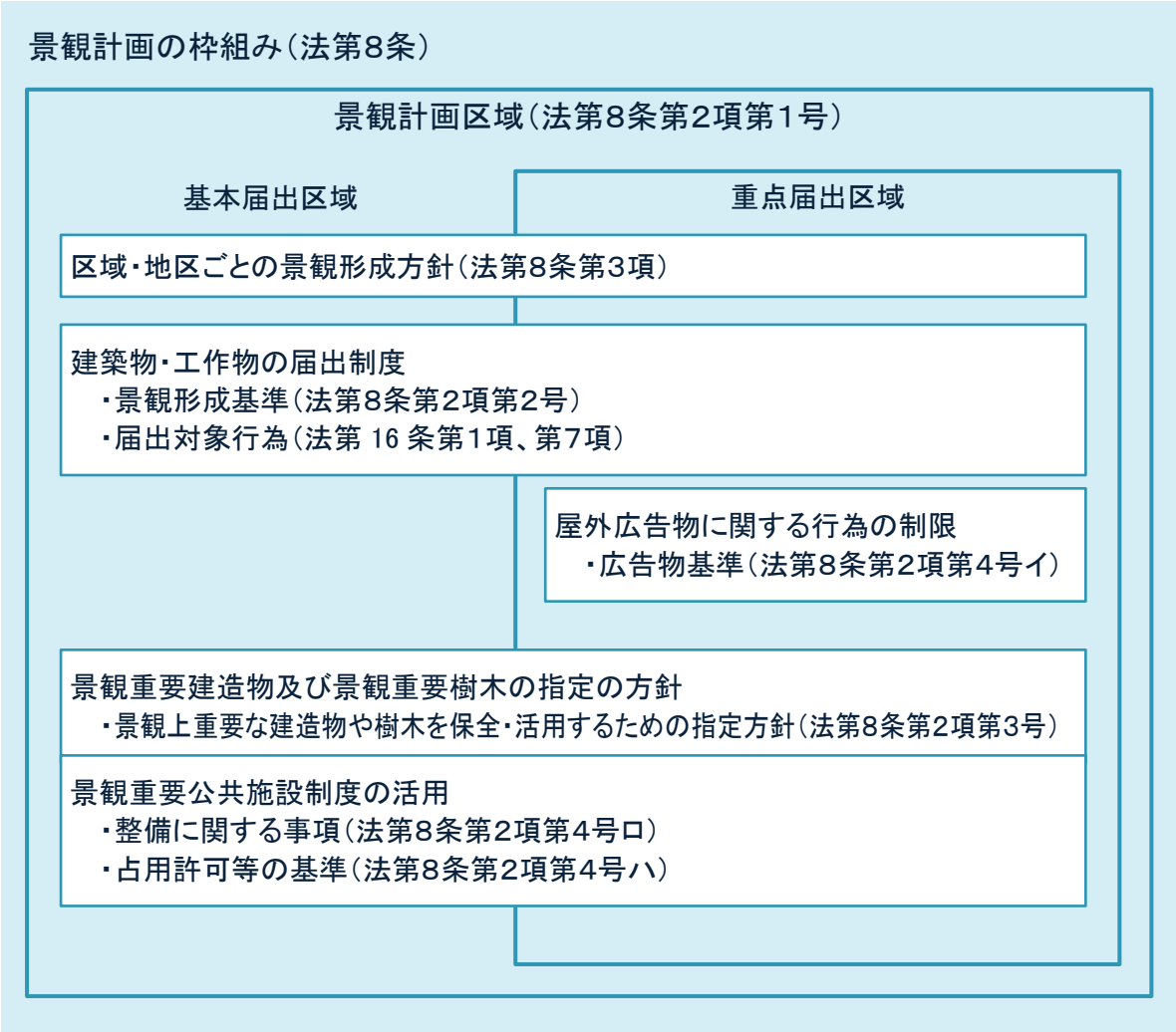

## ２　景観計画区域等

### （１）景観計画区域（法第８条第２項第１号）

大阪市では、第４章に示す景観形成の目標の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む。）を景観計画区域として定め、景観計画区域は、①基本届出区域　及び、②重点届出区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ります。

| | |
|---|---|
| 景観計画区域<br>（市域全域） | 基本届出区域〔重点届出区域以外〕<br>（都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域） |
| | 重点届出区域<br>（御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、<br>土佐堀通地区、国道２号地区、中之島地区） |

**景観計画区域図**

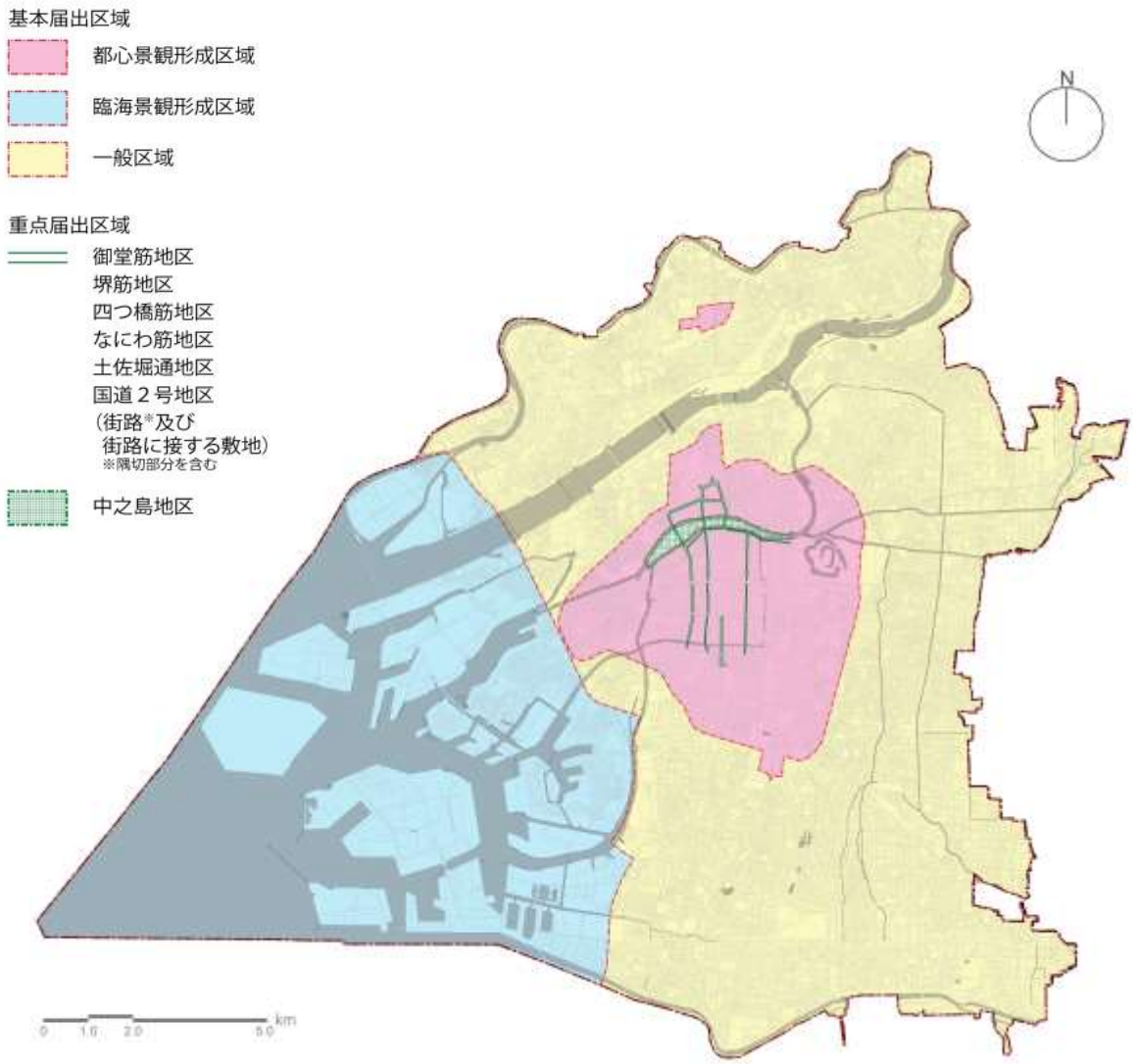

### ① 基本届出区域

基本届出区域は、第２章第３節に示される景観構造の特性のうち、基本となる面的な要素を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の３つの区域で構成し、地域ごとの景観特性に応じた詳細な景観誘導を図ります。

区域の設定にあたっては、市民や事業者にとってわかりやすい範囲設定とするため高架道路などの地形地物などを区域界とします。

**基本届出区域（３区域）**

| | |
|---|---|
| 都心景観形成区域 | ・概ね大阪環状線の内側（重点届出区域を除く）<br>・大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲<br>【新大阪駅西側】新大阪駅を中心とした商業地域・容積率 600%以上の区域<br>【大阪駅北側】大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域）の区域<br>【天王寺駅南側】大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（阿倍野地域）の区域 |
| 臨海景観形成区域 | ・概ね大阪港に臨む範囲<br>東側：国道 43 号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋<br>西側：大阪湾（市境）　北側：中島川　南側：大和川（市境）<br>に囲まれた区域 |
| 一般区域 | ・都心景観形成区域、臨海景観形成区域及び重点届出区域以外 |

### ② 重点届出区域

地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開するエリアとして、これまで景観関連施策を実施してきた地区など、一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる次に示す地区を重点届出区域として定めます。

**重点届出区域（７地区）**

| | |
|---|---|
| 御堂筋地区 | 御堂筋及び御堂筋に面する敷地【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】 |
| 堺筋地区 | 堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】 |
| 四つ橋筋地区 | 四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】 |
| なにわ筋地区 | なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道２号～千日前通】 |
| 土佐堀通地区 | 土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】 |
| 国道２号地区 | 国道２号及び国道２号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】 |
| 中之島地区 | 中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋・端建蔵橋） |

**景観計画区域図（重点届出区域のみ）**

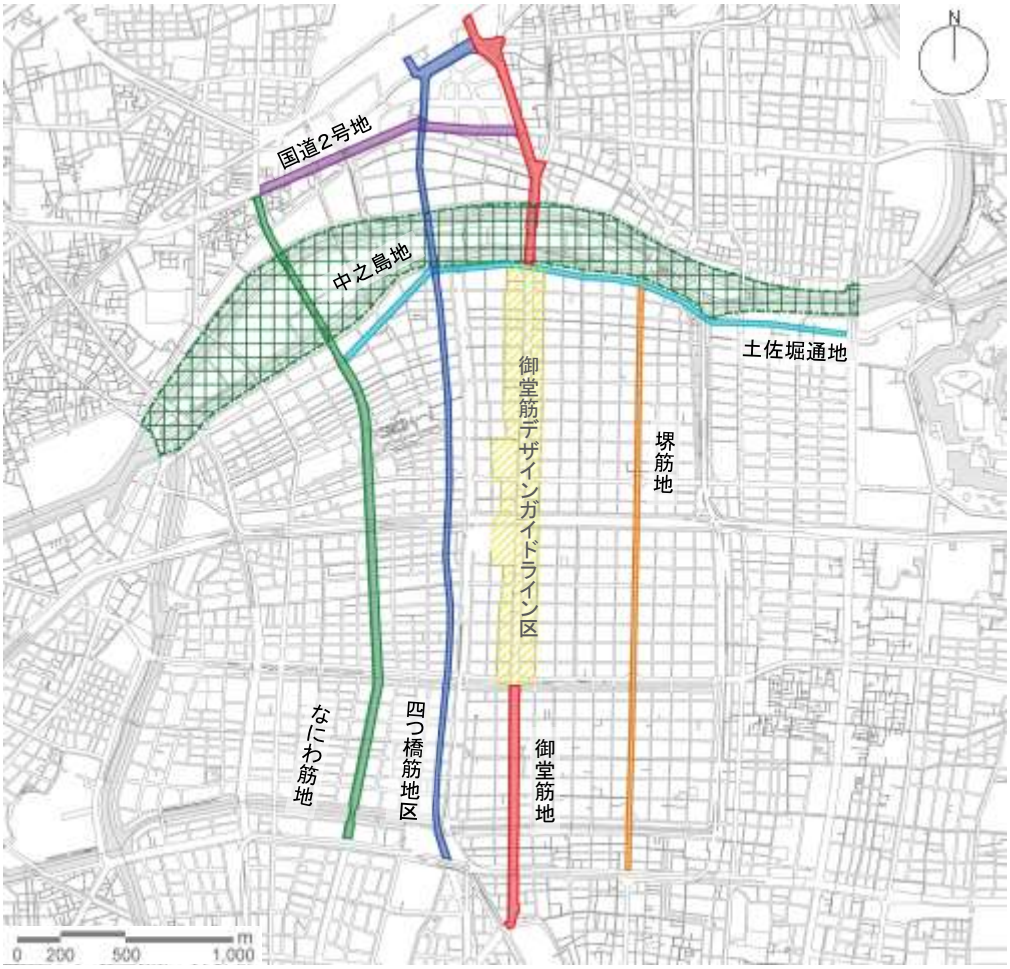

## （２）景観配慮ゾーン

第２章第３節に示される景観構造の特性のうち、地形や市街地構造の景観特性に特に配慮した景観形成を図るべきゾーンを「景観配慮ゾーン」と位置付け、対象となる範囲、景観形成の方針及び基準を定め、基本届出区域及び重点届出区域での景観形成の方針や基準に加え、重層的に景観形成を図ります。

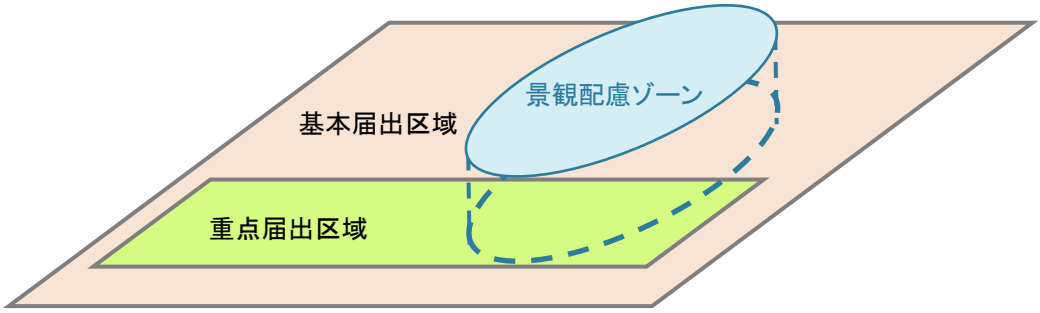


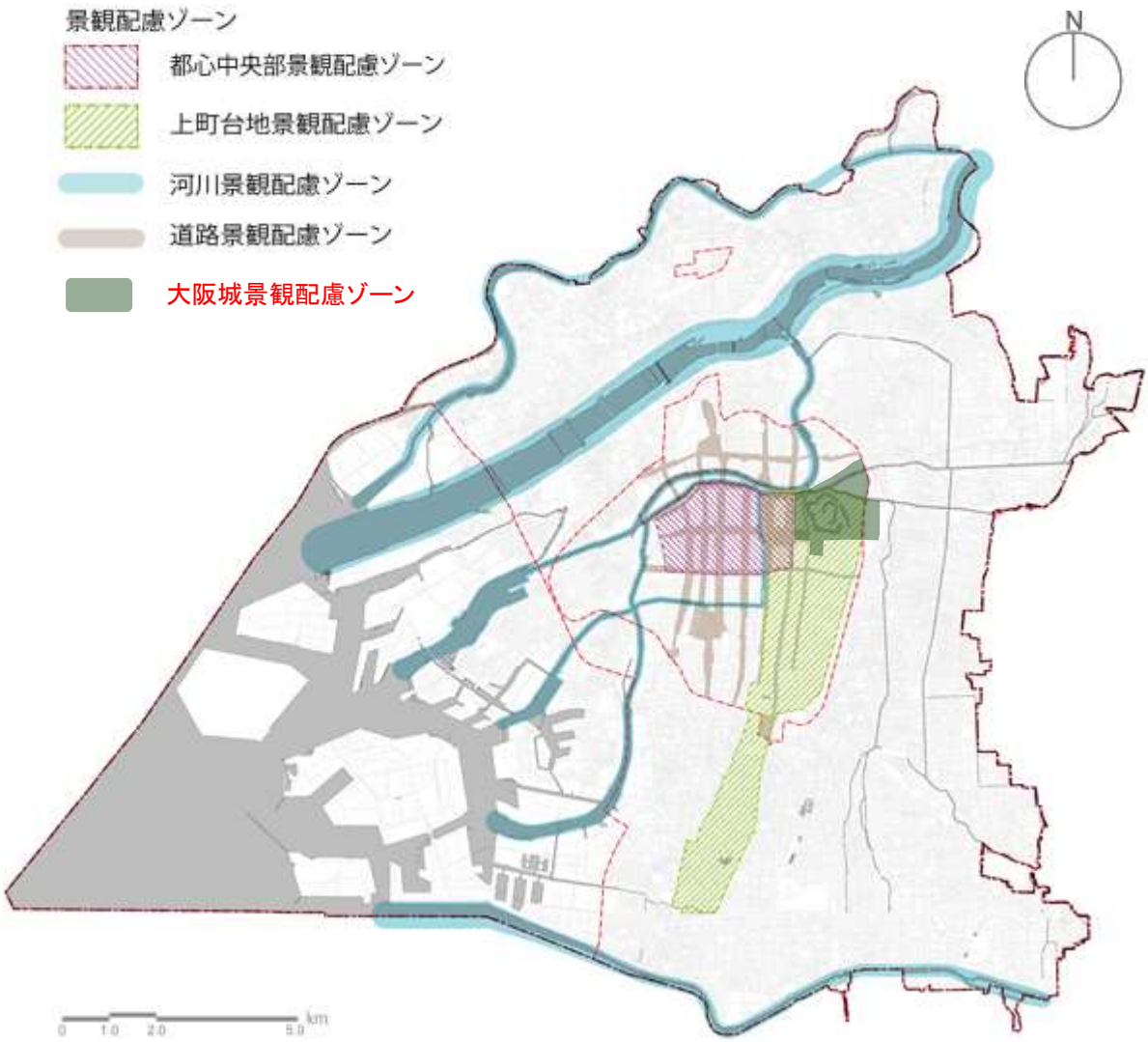

### ① 都心中央部景観配慮ゾーン

都心中央部においては、風格のある「大通り（広幅員道路）」やまとまりの感じられる「地区道路（中小幅員道路）」の特性をいかして、沿道のまちなみを整えるとともに、船場をはじめ市民に親しまれている都心の魅力を高めることにより、ゆとり・うるおい・にぎわいのある景観形成を図ります。

### ② 上町台地景観配慮ゾーン

上町台地においては、坂や崖など地形の変化に富んだ景観特性が随所に見られる他、風致地区や古墳などの緑や、大阪城、寺町、住吉大社などの歴史的な地区が、上町台地上に重なっています。これらの特性をいかして、坂の下からの見え方への配慮や緑、歴史景観資源との調和に配慮した景観形成を図ります。

### ③ 河川景観配慮ゾーン

景観上骨格となる河川及び河川沿川のまちなみについて、対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮した景観形成を図ります。また、中之島等（※3）においては、水辺の景観を魅力的に望める場所を主要な視点場として設定し、大阪の顔としてふさわしい水辺の眺めを創出できるよう景観形成を図ります。

### ④ 道路景観配慮ゾーン

景観上骨格となる道路及び道路沿道のまちなみについて、見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した景観形成を図ります。

### ⑤ 大阪城景観配慮ゾーン

大阪城公園周辺においては、大阪のランドマークである大阪城天守閣を魅力的に望める場所を主要な視点場として設定し、大阪城天守閣を中心とした象徴的な眺めを創出できるよう景観形成を図ります。

## 景観配慮ゾーンの区域

| | |
|---|---|
| 都心中央部景観配慮ゾーン | ○以下に示す道路に囲まれた区域及びその区域に接する敷地<br>東側：谷町筋　　西側：新なにわ筋<br>南側：長堀通　　北側：土佐堀通 |
| 上町台地景観配慮ゾーン | ○以下に示す河川、道路及び区境界に囲まれた区域<br>東側：玉造筋、阿倍野筋<br>西側：松屋町筋、阿倍野区・西成区境、住吉区・住之江区境<br>南側：長居公園通　　北側：大川、寝屋川 |
| 河川景観配慮ゾーン | ○以下に示す河川及び沿川区域（当該河川から 50m（淀川は 100m）付近の幹線道路、鉄道等の地形地物を区域線とする。）<br>淀川、大和川、神崎川、大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、東横堀川、安治川、尻無川、木津川<br><br>※３　中之島等を示す範囲は、天満橋から船津橋・端建蔵橋の範囲（堂島川、土佐堀川、大川）及び沿川区域とする。 |
| 道路景観配慮ゾーン | ○都心景観形成区域内の以下に示す道路及びその沿道区域（路線式の用途地域の範囲とする。）<br>なにわ筋、四つ橋筋、国道 176 号（済生会病院前交差点～梅田新道）、御堂筋、国道 25 号・国道 26 号（難波西口交差点～大阪環状線）、堺筋、天神橋筋、松屋町筋、天満橋筋、谷町筋、あべの筋、上町筋、国道２号（大阪環状線～梅田新道交差点）、国道１号（梅田新道交差点～大阪環状線）、土佐堀通、本町通、長堀通 |
| 大阪城景観配慮ゾーン | ○以下に示す河川、道路、鉄道及び公園に囲まれた区域<br>東側：大阪環状線、第二寝屋川左岸、上新庄生駒線<br>西側：谷町筋<br>南側：中央大通、難波宮公園、中央大通<br>北側：大川左岸、京阪本線 |

## ３　建築物・工作物の届出制度

### （１）届出までの流れ

景観計画区域内において一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等（届出対象行為）を行う場合は、良好な景観形成を推進するため、あらかじめ、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき、市長に対して届出（国の機関又は地方公共団体が行う行為については通知）を行う必要があります。

また、届出の前段階で、届出に係る建築物及び工作物の景観形成基準や周辺への配慮事項について、都市景観条例に基づき事前協議を行います。

届出内容が景観形成基準に適合しない場合は、勧告や氏名の公表、変更命令を行う場合があります。

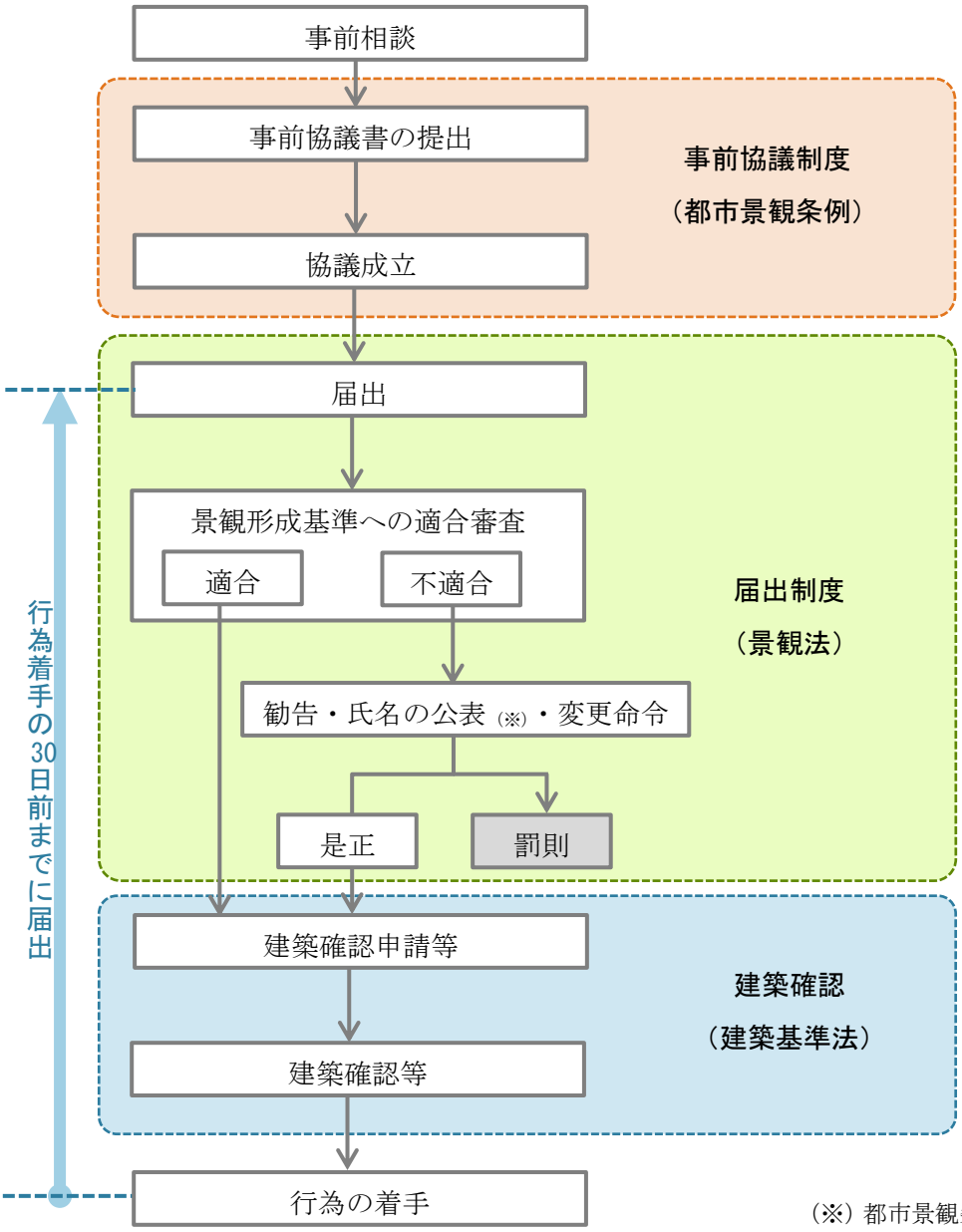


（※）都市景観条例に基づく

## （２）届出対象行為（法第 16 条第１項、第７項）

届出対象行為の種類、規模は次に示すとおりとし、これら全ての行為を特定届出対象行為（景観法第 17 条１項）とします。

景観計画区域内で届出を行う場合は、（３）に示す景観形成方針や景観形成基準（行為の制限）に適合する必要があります。

なお、景観形成方針は、市民、事業者及び行政の自主的な景観形成や相互に連携、協力した景観形成を進める指針となるものです。届出対象規模に満たない行為についても、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった建築物等の計画とすることが求められます。

### ○建築物

| 区　域 | 届出対象となる建築物 | 届出対象行為 |
|---|---|---|
| 基本届出区域 | (1) 敷地面積が 2,000 ㎡以上の建築物で高さが 10m以上であるもの<br>(2) 延べ面積が 5,000 ㎡を超える建築物で地階を除く階数が６以上であるもの | 新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の 1.5 倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の２分の１を超えるもの |
| 重点届出区域 | 規模にかかわらず全て | 新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でいずれかの面の修繕等に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の２分の１を超えるもの |

### ○工作物１

| 区　域 | 届出対象となる工作物 | 届出対象行為 |
|---|---|---|
| 基本届出区域 | (1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが５m以上の区間が 350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。） | 施工延長が 350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等 |
| | (2) 川幅の平均が 100m以上の河川の護岸 | 施工延長が 100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等 |
| | (3) 橋長が 100m以上の橋梁 | 施工延長が 100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等 |
| | (4) 前３号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物 | 建設又は外観を変更することとなる修繕等 |

| | | |
|---|---|---|
| 重点届出区域 | (1)　高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが５ｍ以上の区間が 350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。） | 施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等 |
| | (2)　川幅の平均が 50m以上の河川の護岸 | 施工延長が 50mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等 |
| | (3)　橋梁 | 建設又は外観を変更することとなる修繕等 |
| | (4)　前３号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物 | 建設又は外観を変更することとなる修繕等 |

## ○工作物２

| 区　域 | 届出対象となる工作物 | 届出対象行為 |
|---|---|---|
| 基本届出区域 | (1)　煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で高さが 20ｍを超えるもの<br>(2)　建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で、高さが 10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が 20mを超えるもの | 新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の２分の１を超えるもの |
| 重点届出区域 | | |

## ○工作物３

| 区　域 | 届出対象となる工作物 | 届出対象行為 |
|---|---|---|
| 基本届出区域 | コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 | 新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の２分の１を超えるもの |
| 重点届出区域 | | |

## （３）区域・地区ごとの景観形成方針（法第８条第３項）及び景観形成基準（法第８条第２項第２号）

### (3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準

### １） 都心景観形成区域

#### ①都心景観形成区域の対象範囲

都心景観形成区域は、概ね大阪環状線の内側（重点届出区域を除く）とし、大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域の一部・阿倍野地域）や新大阪駅を中心とした商業地域で容積率 600%以上の区域を含めた範囲を対象範囲とします。

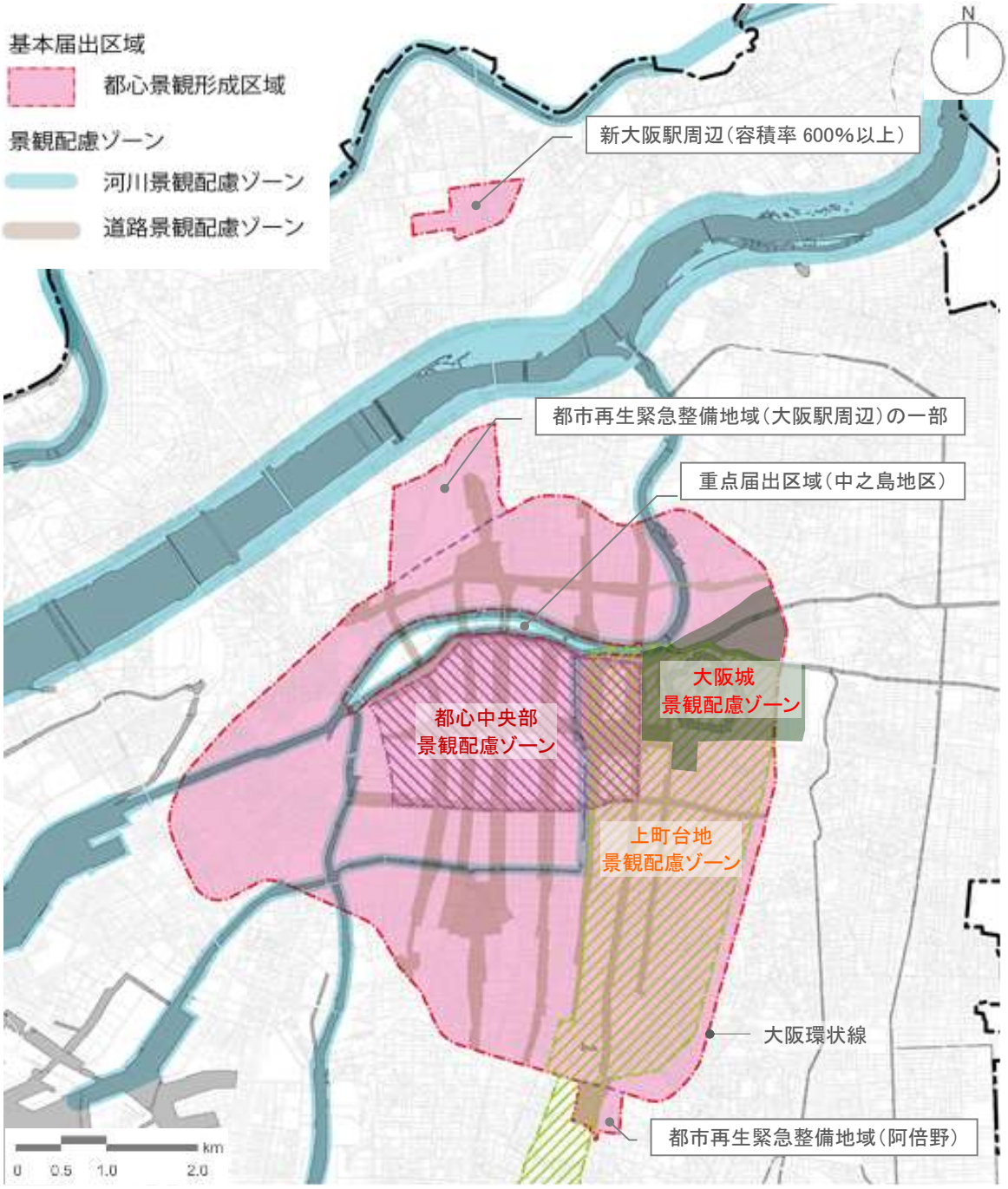

## ②都心景観形成区域の景観形成方針

**○都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成**

・敷地際における歩行者空間、緑地の創出や、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
・駅前空間周辺では、特にオープンスペースや緑が確保された、ゆとりを感じさせる空間を形成する。
・建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。

**○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成**

・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることのできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

**○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成**

・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

**○都市のイメージを高める眺望景観の形成**

・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

**○地域の特性に応じた夜間景観の形成**

・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
・護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

**○都市のイメージを高める夜間景観の形成**

・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。

**上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針**

**【都心中央部景観配慮ゾーン】**

**○まちの魅力の創造**

・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

**○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成**

・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

**○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成**

・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【上町台地景観配慮ゾーン】
○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成
・坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【大阪城景観配慮ゾーン】
○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成
・大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
・大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。
○ランドマークをいかした夜間景観の形成
・大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。

【河川景観配慮ゾーン】
○水辺に映える景観の形成
・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

**道頓堀川沿川地域の方針**

○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成
道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。
道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める
道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。
道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。
道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。

**大川沿川地域の方針**

○「水辺の魅力」を高める
・良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿い

のまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。

**○「川沿いのまちなみ」の形成**

・川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。

**中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針**

**○「水辺をいかしたまちなみ」の形成**

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

御堂筋以東：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。

**○水辺の魅力を高める眺望景観の形成**

・高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

**大川～安治川沿川地域の方針**

**○水辺の魅力を高める夜間景観の形成**

・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

**【道路景観配慮ゾーン】**

**○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成**

・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。

・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

## ③都心景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

| 共通事項（建築物・工作物） | |
|---|---|
| ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。 | |
| **建築物の建築等** | |
| 配置 | ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。<br>・周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。<br>**【上町台地景観配慮ゾーン】**<br>・接道部に空地を設け、緑化に努める。<br>**【河川景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。<br>**【道路景観配慮ゾーン】**<br>・建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 |
| １階部の形態 | ・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置な |

| | |
|---|---|
| | どにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。<br>**【河川景観配慮ゾーン】**<br>・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。<br>・中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）沿川の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。 |
| 外壁 | ・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。<br>・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。<br>・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。<br>・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。<br>**【上町台地景観配慮ゾーン】**<br>・坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。<br>**【大阪城景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。<br>**【河川景観配慮ゾーン】**<br>・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。<br>・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。<br>**【道路景観配慮ゾーン】**<br>・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。 |
| バルコニー等 | ・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。<br>・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。 |
| 材料 | ・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。<br>・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。 |
| 色彩 | ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。<br>・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。<br>・色彩は彩度６以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）<br>・彩度６を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の５分の１未満とする。 |

| | |
|---|---|
| | ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。<br>**【大阪城景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。<br>・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。<br>**【河川景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。 |
| 屋外階段 | ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 |
| 建築設備 | ・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。<br>・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。<br>・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。 |
| 付属施設 | ・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。<br>・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。<br>**【大阪城景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物の設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。<br>**【河川景観配慮ゾーン】**<br>・中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物の設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する建築物の屋上の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。 |
| 植栽 | ・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。<br>**【上町台地景観配慮ゾーン】**<br>・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。<br>**【大阪城景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。<br>**【河川景観配慮ゾーン】** |

| | |
|---|---|
| | ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。 |
| 塀・柵 | ・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。 |
| 夜間景観 | ・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。<br>・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。<br>・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。<br>・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。<br>**【大阪城景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。<br>・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、屋外広告物を設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。<br>**【河川景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。<br>・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に屋外広告物を設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 |
| **工作物の建設等** | |
| 配置等 | ・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。<br>・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。 |
| 外観 | ・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。<br>・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。<br>・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 |

| | |
|---|---|
| | ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。<br>・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。<br>・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。<br>**【大阪城景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。<br>・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。<br>・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物の設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。<br>**【河川景観配慮ゾーン】**<br>・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。<br>・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。<br>・中之島等（堂島川、土佐堀川及び大川）に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物の設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。<br>**【道路景観配慮ゾーン】**<br>・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。 |
| 夜間景観 | ・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。<br>・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。<br>・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。<br>**【大阪城景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。<br>・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、屋外広告物を設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて |

| | |
|---|---|
| | 照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。<br>**【河川景観配慮ゾーン】**<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。<br>・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に屋外広告物を設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。<br>・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 |

（留意事項）

・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。